

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年3月まで

平成12年度分の国民年金保険料は、納付書が送られてきたことを記憶しており、私の保険料は、依頼した母がまとめて納付しているはずである。家族は土木業を営み、金銭的に困ったことはなく、税金も公共料金も滞納したことはないので、年金の未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は申立期間を除き保険料を完納し厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、また、申立期間当時から同居している両親も昭和63年4月以降60歳まで国民年金保険料を完納している上、平成15年まで同居していた申立人の弟も申立期間は納付済みであることから、納付意識の高さがうかがわれる。

また、A市の平成12年当時の指導ファイルに、当時未納であったため、同年10月17日、電話にて納付督促を行った記録があるものの、通常、指導後も未納のままであれば少なくとも年度末までには納付督促を行うのが通常であるが、その後の納付指導記録は見当たらない。

さらに、申立人は、「納付指導が市からあったことを聞いて、母親に、まとめて納付するように頼んだことをはっきり記憶している。それは、B業務で肩の靭帯を負傷して通院していた時期なので、平成12年の秋頃のはずである。」と証言しているところ、申立人の母親は、「家族全員の国民年金保険料の納付は私が行っていた。申立期間の頃は、納付書が送られてきて、毎月納付していた記憶があるが、一度、15万円ぐらいの保険料をまとめて納付した記憶がある。」と証言している上、申立人の父親は、「市役所から息子の

国民年金保険料の納付督促を受けたことがあり、そのことを本人に伝えないはずはない。」と証言しており、申立人の申立期間以降の保険料は13年4月分が納付書により、5月以降は毎月口座振替による納付が確認できること、及び当時の保険料は1年間で15万9,600円であったことから、母親がまとめて納付した記憶があるとする保険料は、申立人の申立期間以外の保険料とは考え難い。

加えて、申立人の両親は、申立期間当時、家族でB業を経営していたが、当該事業を含めて、これまでの事業経営で金銭的に保険料納付が困難な状況になるようなことは一度もなく、税金も公共料金も滞納したことは無かったとしており、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年4月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、2年4月から4年9月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成4年10月1日から5年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、4年10月から5年7月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から11年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成2年4月1日から11年6月1日までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与額から判断すると9万8,000円のはずがないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年4月から4年2月までは53万円と記録されていたところ、同年4月2日付けで、2年4月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、代表取締役を含む8人の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われたことが確認でき、滞納処分票によれば、当該事業所は昭和59年頃から申立期間当時に至るまで社会保険料を滞納している状況が確認

できる上、事業所からの「減額訂正処理について、社会保険事務所から教えられた。」との文書回答を得た。

これらを総合的に判断すると、平成4年4月2日付けで行われた遡及訂正処理は、事実在即したものととは考え難く、申立人について2年4月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当時の保険料滞納額を減額処理するために行ったものと認められ、申立期間のうち、同年4月1日から4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の2年4月から4年9月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要であると認められる。

さらに、平成4年10月1日から5年8月1日までの期間については、申立人が所持する所得税の修正申告書及び源泉徴収票から申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、他に確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、申立期間のうち、平成5年8月1日から11年7月1日までの期間については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該処理については、社会保険事務所が事実在即さない届出であると認識していたことはいかかわらず、不合理であったとは言えない上、申立人が提出した源泉徴収票及び給与台帳に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成5年8月1日から11年7月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで
年金の件で妻と一緒に社会保険事務所 (当時) に行った際に、妻は脱退手当金を受給した記憶は無いと言っていた。申立期間の脱退手当金支給済記録を取消し、受給に結びつく厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間よりも約7か月前に資格喪失している被保険者期間及びそれ以前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間における事業所に在籍していた女性従業員6名のうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期の5か月後には、申立期間と同じ厚生年金保険記号番号で、厚生年金保険の資格を再取得し、その後厚生年金保険の資格喪失後においても1か月後には国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しており、年金に加入し続けようとする者があえて将来の年金受給権を放棄して、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から48年3月まで

実家の家業の手伝いのため、昭和46年5月に勤務先を退職した。同年6月には父が国民年金加入の手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずである。加入手続の後、役場から電話があり、国民年金加入前の状況確認に答えたことを記憶しており、父が保険料を納付してくれていたことは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和46年6月に申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその妹と連番で払い出されており、申立人の年金手帳には、49年4月30日発行と記載されていることから、この時期に加入手続を行ったものと考えられ、その時点では、申立期間のうち、46年5月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、47年1月から48年3月までの期間については、過年度保険料となるため、役場で保険料を納付することができない期間となるが、過年度保険料を納付した事情はうかがえない。

また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 2 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 15 年 11 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで

A 社在職時の標準報酬月額が、源泉徴収票の記載からすると不当に引き下げられており納得がいかない。申立期間①当時の仕事は現場から事務全般に関与していた。また、申立期間②当時は株式上場の管理をしていた。記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の A 社における標準報酬月額は、申立期間①については、当初、47 万円で記録されていたところ、平成 8 年 1 月 22 日に 7 年 2 月まで遡って 9 万 8,000 円に、申立期間②については、当初、62 万円で記録されていたところ、17 年 11 月 11 日に 15 年 11 月まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、標準報酬月額が遡って引き下げられたことを知らなかったと主張しているが、年金記録確認 B 地方第三者委員会に A 社の元従業員が申し立てた事案の中で、平成 7 年 2 月時点で申立人自身が「業績不振のため社会保険料が支払えない時に、社会保険事務所（当時）の職員にいろいろ相談していた。」と証言している上、社会保険事務所の滞納処分票の記載から、申立期間②当時、保険料の滞納の処理を巡って、専務取締役である申立人が社会保険事務所職員と面談していることが確認できることから、A 社の社会保険の事務担当者が社会保険事務所と相談した上で遡及した月額変更処理を届け出る際に、専務取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任

を負っている専務取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 2 日まで
出産後、子供を育てるため退職したが、脱退一時金の手続をした覚えも、受け取った覚えもない。
脱退手当金が支給されていることは、ねんきん特別便で初めて知ったが、請求もしていない脱退手当金が支給されたことになっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には「脱A」の押印がある。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票における出産手当金の支給と、厚生年金保険脱退手当金支給報告書の支給の決裁日から、申立人は退職に際して、出産手当金と脱退手当金をほぼ同時期に請求したものと推認できる。

加えて、申立人の申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されている上、氏名変更もされていないことから、当時、請求者からの申出が無い限り、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 12 日から 36 年 3 月 6 日まで
② 昭和 36 年 9 月 5 日から 42 年 3 月 21 日まで
年金請求手続の際、記録上、脱退手当金を受給したことであり、初めて知った。脱退手当金については受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないと主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和43年12月4日に支給されたこととなっており、脱退手当金請求書が同年10月3日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 5 日から 41 年 12 月 30 日まで
結婚が決まり退職した。脱退手当金は請求した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「脱手」の押印がある上、脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、事業所退職後、約 2 年 7 か月後に申立人の脱退手当金が支給されており、事業所の代理請求ではないと考えられる上、請求とほぼ同時期に申立人しか知り得ない申立人の氏名変更の処理が行われていることから、この脱退手当金の請求について、申立人以外が行ったものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が一か月あるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い限り、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。